

# 姫路市立姫路高等学校 P T A 慶弔規程

(平成 2 5 年 4 月 1 日改正)

第 1 条 本規程は、姫路市立姫路高等学校 P T A 会則（以下「会則」という。）第 1 0 条に定める会員及び姫路市立姫路高等学校生徒（以下「生徒」という。）に係る慶弔等についての基準を定める。

第 2 条 会員及び生徒に慶弔等発生した際には、別表に基づき対応する。

2 対応に係る経費は P T A 会計（慶弔費）より支出する。

3 一切の返礼は受領しないものとする。

第 3 条 本規程に定められていない場合の事案については、会則第 1 9 条に定める委員会と協議し決定する。

第 4 条 本規程の改廃は委員会において行う。

(別表)

正会員	本人の死亡	供花、ご香料 1 0, 0 0 0 円
	子女（生徒）の死亡	供花、ご香料 1 0, 0 0 0 円
特別会員	本人の死亡	供花
	配偶者の死亡	なし
	父母・子女の死亡	なし
	本人の結婚	なし
	本人の出産	なし
	本人の転退職	なし
	本人の病欠（3 週間以上）	なし
生徒	全国大会出場時	1 0, 0 0 0 円